

平成28年7月1日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武 田 義 明

平成28年6月22日、神戸市環境影響評価等に関する条例第8条の10第3項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業」の実施計画書から評価書までの手続(以下「環境影響評価手続等」という。)を実施するべきかどうかの判定について、慎重に審議を重ねたので、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

神戸市環境影響評価等技術指針(平成25年4月改定)に示す、環境影響評価手続等を必要と判定する場合の基本的な考え方に該当しないため、環境影響評価手続等を行う必要はないと考えられる。

なお、市長は、次に挙げるすべての事項を、工事着手までの適切な時期に、事業者を実施させるよう、適正に指導されたい。

- (1) 判定願において、動物、植物、生態系をはじめとする自主的調査を実施する旨が記載されているが、この自主的調査を確実に実施すること
- (2) 次の①から③までの各事項について、神戸市に提出するとともに、神戸市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に報告すること
 - ① 自主的調査の詳細な実施計画(自主的調査の時期、手法、調査地点等)
 - ② 自主的調査の結果、調査結果を踏まえた予測・評価、環境保全措置及び事後調査の方針
 - ③ 自然エネルギーを利活用した街全体の設計方針及び再生可能エネルギー等

の導入を促進する計画に関する検討の結果、検討結果の実施状況を適切に把握できる事後調査の方針

- (3) (2)の提出・報告時に、審査会の専門的見地からの指摘・助言及び神戸市の指導等があった場合には、指摘・助言や指導等の内容を踏まえ、自主的調査の実施計画、環境保全措置等を再検討し、必要に応じた修正・追加を行うとともに、修正・追加した内容に基づき、自主的調査や環境保全措置等を実施すること
- (4) 自主的調査の結果、審査会の指摘・助言、神戸市の指導等を踏まえ、適切な事後調査計画書を作成すること